

第1章 株主の権利・平等性の確保

補充原則 1-2④	➤ プライム市場上場会社は、議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべき	加筆	プライム市場
--------------	--	----	--------

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

基本原則 2 (考え方)	➤ サステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）課題への積極的・能動的な対応	加筆・修正	
補充原則 2-3①	➤ サステナビリティを巡る課題への積極的・能動的に取り組むよう検討を深める	加筆・修正	
補充原則 2-4①	➤ 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方、目標、実施状況を開示 ➤ 多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針、実施状況を開示	新設	

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

補充原則 3-1②	➤ プライム市場上場会社は、必要とされる開示書類、情報の英語での開示・提供すべき	加筆	プライム市場
補充原則 3-1③	➤ 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティの取組み、人的資本や知的財産への投資等の開示 ➤ プライム市場上場会社は、気候変動リスクと収益機会の分析を行い、TCFD 又は同等の枠組みによる開示を充実させる	新設	プライム市場

第4章 取締役会等の責務

基本原則 4 (考え方)	➤ 支配株主を有する上場会社による、少数株主の利益を保護するガバナンス体制の整備	加筆	
補充原則 4-2②	➤ 取締役会による、自社のサステナビリティを巡る取組みの基本的な方針の策定 ➤ 企業の持続的な成長に資するよう、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行の実効的な監督	新設	
補充原則 4-3④	➤ 取締役会によるグループ全体を含めた全社的なリスク管理体制の構築と内部監査部門を活用した運用状況の監督	加筆・修正	
原則 4-4	➤ 監査役（会）の役割・責務に、監査役の選解任等を追記	加筆	
原則 4-8	➤ プライム市場上場会社は独立社外取締役 3 分の 1（その他の市場においては 2 名）以上選任 ➤ 必要と考える場合にはプライム市場上場会社は独立社外取締役を過半数（その他の市場においては 3 分の 1 以上）選任	加筆・修正	プライム市場
補充原則 4-8③	➤ 支配株主を有する上場会社は、少なくとも 3 分の 1 以上（プライム市場上場会社においては過半数）の独立社外取締役の選任、又は独立性を有する特別委員会を設置	新設	プライム市場
補充原則 4-10①	➤ 独立社外取締役が取締役会の過半数ではない場合、独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会・報酬委員会を設置 ➤ プライム市場上場会社は、指名委員会・報酬委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とし、独立性の考え方・権限・役割等を開示	加筆・修正	プライム市場
原則 4-11	➤ 取締役会の多様性の要件として、職歴と年齢を追記	加筆	
補充原則 4-11①	➤ 取締役会が備えるべきスキルの特定 ➤ スキルマトリックス等の開示 ➤ 独立社外取締役に他社の経営経験者を含める	加筆	
補充原則 4-13③	➤ 内部監査部門が取締役会及び監査役会に直接報告を行う仕組みの構築	加筆	

第5章 株主との対話

補充原則 5-1①	➤ 株主との対話の対応者に監査役を追記	加筆	
補充原則 5-2①	➤ 事業ポートフォリオの方針や見直し状況を経営戦略等において示す	新設	